

事務連絡  
令和4年12月8日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改正に係る  
国土交通省発注工事における取扱いについて

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定。以下「公共約款」という。）第30条においては、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担することとされています。

先般、中央建設業審議会において同条が改正され、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における不可抗力による損害については発注者が損害合計額を負担することとなり、「公共工事標準請負契約約款の実施について」（令和4年5月18日国土交通省中建審第4号）において、中央建設業審議会会長から各公共発注者の長に対し、当該改正を令和5年4月1日から施行することとした旨の勧告があったところです。

これを受けて、今般、国土交通省では、国土交通省発注工事において受注者負担の軽減の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の範囲を定め、各地方整備局等に対しその旨通知いたしました（別紙参照）。

これを踏まえ、各公共発注者に対して、当該通知について参考送付するとともに、請負契約の締結に当たり改正後の公共約款第30条の規定を適切に設定するなど適切な対応を図るよう要請しておりますので、ご参考までお知らせいたします。

貴団体におかれましては、必要に応じて参加の会員企業に周知方お願いいたします。



国会公契第 26 号  
国官技第 238 号  
国营管第 386 号  
国营計第 120 号  
国港総第 483 号  
国港技第 75 号  
国空予管第 955 号  
国空空技第 348 号  
国空交企第 205 号  
国北予第 35 号  
令和 4 年 12 月 8 日

|             |        |   |
|-------------|--------|---|
| 大臣官房官庁営繕部   | 各課長    | 殿 |
| 各地方整備局      | 総務部長   | 殿 |
|             | 企画部長   | 殿 |
|             | 営繕部長   | 殿 |
|             | 港湾空港部長 | 殿 |
| 北海道開発局      | 事業振興部長 | 殿 |
|             | 営繕部長   | 殿 |
| 各地方航空局      | 総務部長   | 殿 |
|             | 空港部長   | 殿 |
|             | 保安部長   | 殿 |
| 国土技術政策総合研究所 | 総務部長   | 殿 |
|             | 管理調整部長 | 殿 |
| 国土地理院       | 総務部長   | 殿 |

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長  
( 公 印 省 略 )

## 工事請負契約書第 30 条第 4 項ただし書の運用について

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）の別冊、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）の別冊、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）の別冊又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）の別冊をいう。以下同じ。）第 30 条第 4 項ただし書の規定については、下記のとおり運用することとしたので、取扱いに遺漏のないよう措置されたい。

### 記

工事請負契約書第 30 条においては、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、同条第 4 項ただし書の規定により、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとしている。

同条第 4 項ただし書の規定の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容は、以下のとおりとする。

なお、同条第 2 項において、同条の対象となる「損害」の範囲から、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害及び工事請負契約書第 57 条第 1 項（ただし、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）の別冊にあっては第 58 条第 1 項）の規定により付された保険等によりてん補された部分は除かれていること、及び同条第 4 項ただし書で言う「災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害」とは自然災害に起因する損害に限定されることに留意する必要がある。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
- 2 直轄工事において、発注者が災害復旧工事として発注する工事
- 3 工事請負契約書第 30 条第 4 項ただし書の規定の適用を受けることを現場説明書において発注者が明示した工事（営繕工事に限る。）
- 4 発災直後の災害応急対策等であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示\*

<sup>1</sup>により対応する工事

5 発災直後の災害応急対策等であって、維持管理契約<sup>※2</sup>内で発注者の指示<sup>※1</sup>により対応する工事

※1 工事請負契約書第30条第4項ただし書の規定の適用を受ける工事であることを事後的に確認することを可能とするため、発注者から受注者に対し指示を行ったことがわかる書面を保管することとする。なお、同書面には、4及び5の工事において、災害応急対策又は災害復旧に関する工事とは認められない工事については、工事請負契約書第30条第4項ただし書が適用されない旨を明記すること。

※2 維持管理契約とは、例えば次に掲げるものが挙げられる。

(1) 道路に係る維持管理

舗装修繕、路面清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡回、施設点検、応急処置その他の道路維持・道路修繕に係る工事等

(2) 河川に係る維持管理

舗装修繕、清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡視、施設の点検・操作、応急処置その他の河川維持・河川修繕に係る工事等

(3) 除雪

除雪、運搬排雪、凍結防止、巡回・状況調査等

(4) 災害応急対応

情報連絡体制の構築、協力体制の編成、資機材保有状況の把握、発災時の被害情報収集、危険箇所の表示、障害物の除去その他の緊急性の高い応急復旧工事等

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行し、適用する。

**公共工事標準請負契約約款  
新旧対照表**

(傍線部分は変更部分)

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物等</u>であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>以下この条において「損害合計額」という。</u>）のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。<br/>[注] （内訳書に基づき）の部分は、第三条（B）を使用する場合には、削</p> | <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、<u>受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</u></p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>第六項において「損害合計額」という。</u>）のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（内訳書に基づき）算定する。<br/>[注] （内訳書に基づき）の部分は、第三条（B）を使用する場合には、削</p> |

除する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

除する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。